

岩手地区まちづくりセンター使用許可申請書

令和 年 月 日提出

垂井町長 様

次のとおり、岩手地区まちづくりセンターを使用したいので、許可くださるよう申請します。
使用に当たっては、規則の規定を遵守します。

申請者	団体名 住所 代表者氏名 電話					
使用日時	令和 年 月 日 時 分から 時 分					
使用目的						
使用する施設設備	大会議室 講義室 和室 実習室 ロビー その他()					冷暖房
使用人数	人					
入場料(これに類するものを含む)の徴収の有無及びその金額	無・有		(一人当たりの最高額		円)	営利・非営利
使用者が特に設備しようとする事項						
減免を受けようとする理由	<input type="checkbox"/> 規則第10条による減免団体登録している。					
使用料	基本料金	※	円	割増金	※	円
	減免	※				
合計	※					円
許可の条件	垂井町地区センターの設置及び管理等に関する条例及び同条例施行規則を遵守します。					
※ 許可年月日	年 月 日			許可番号 第 号		
※ 決裁欄	課長	まちづくり推進室長	地区センター長	受付		

⑩ ※欄は、記入しないでください。

----- 切り取り線 -----

許可番号 第 号

岩手地区まちづくりセンター使用許可書

令和 年 月 日

_____ 殿

垂井町長 早野 博文



次のとおり、岩手地区まちづくりセンターの使用を許可します。

行事名				使用人数	人
使用する施設名	大会議室 講義室 和室 実習室 ロビー その他()				※使用料
使用する日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分				円
冷暖房の使用	有・無	附属施設使用	有・無	入場料金の有無	有・無
減免の理由	<input type="checkbox"/> 規則第10条による減免団体登録している。				

注意 使用開始に当たって、この許可書を必ず地区まちづくりセンター員に提出すること。
必ず裏面をお読みください。

裏面

この許可書はほかに譲渡もしくは交換しないこと。

使用については以下を遵守すること。

- (1) 使用許可を受けた施設以外に無断で立ち入らないこと。
- (2) 使用許可を受けた設備及び器具以外は使用しないこと。
- (3) 許可なく建物又は敷地内において物品を販売しないこと。
- (4) 町長が定める定員を超えて、人員を入所しないこと。
- (5) 火災及び盗難の発生防止に留意すること。
- (6) 許可なく広告類を掲示し、又はまき散らす行為をしないこと。
- (7) 所定の場所以外においては喫煙をしないこと。
- (8) 施設又は設備等を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (9) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

- 施設又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにその旨を届け出てください。
- 施設の使用を終了したときは、速やかに利用報告書により届け出てください。